

入札説明書

橿原公苑不明水調査業務委託

ス振第34号

令和7年6月

奈良県地域創造部スポーツ振興課

入 札 説 明 書

橿原公苑不明水調査業務委託にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建設コンサルタント（下水道）の登録を受けていること。
- (2) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。
- (3) 過去10年以内に不明水調査の実績があること。
- (4) この業務の期間中、以下の技術者を配置できること。

なお、管理技術者及び照査技術者は次のいずれの資格を有するもの技術者を配置できること。

1. 技術士(総合技術管理部門(上下水道)の「下水道」)
2. 技術士(上下水道部門)の「下水道」
3. 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当する者の「下水道」
4. シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の「下水道」

また、配置する技術者は雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち主任技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

- (5) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生

手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続

(1) 入札書提出期間

入札書は入札公告第3に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日（定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。

(2) 入札書の提出について

ア 入札書は、郵便により提出してください。

郵便は書留郵便としてください。入札書は積算内訳書とともに封筒に入れ、封書の表に【開札日】、【業務名】、【業務番号】及び「入札書在中」と記載し、併せて業務場所・業者名を記載してください。なお、「入札書在中」は朱書きにしてください。

封筒は、代表者の印で封印してください。

入札書は二重封筒とし、奈良県地域創造部スポーツ振興課長あての親展として、入札公告第3に定める期日までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到達したもののみ有効です。

＜送付先＞ 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部 スポーツ振興課長

イ 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ウ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

(3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

「くじ」を行う場所 奈良市東向中町6

奈良県経済倶楽部ビル3F 小会議室

「くじ」を行う日時 開札終了次第

- (2) 開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、奈良県ホームページに掲載します。

また、最低価格で入札を行った場合であっても、施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

5 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。また、必要に応じて施工体制確認調査書類に基づいた聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるとともに、入札参加停止を受けることがあります。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等

「競争入札参加資格確認申請書（様式S1）」

- (2) 施工体制確認調査提出書類

ア 施工体制確認調査報告書	様式1
イ 業務履行に関する実施体制図（測量等調査業務）	様式2
ウ 配置予定技術者名簿（測量等調査業務）	様式3
エ 積算内訳書（測量等調査業務）	様式4
オ 手持ち機械等の状況	様式5

* 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となる場合があります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付してください。

* 様式3の配置予定技術者名簿に記載する技術者については、1の(4)に示す資格を有することが確認できるように記載してください。

* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。

* 下記の場合も契約審査会により適正な業務の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

- イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
- ウ 提出書類が設計仕様等に適合しない場合
- エ 提出書類が入札金額に適合しない場合
- オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- カ 上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。

* 期限までに提出されない場合は失格となります。

* 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法 持参により提出してください。

(6) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

6 技術者の配置

落札者は5の(2)ウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

7 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

8 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部 スポーツ振興課 スポーツ振興企画係

電話 0742-27-5421

9 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(様式S1)

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

奈良県地域創造部長 毛利 嘉晃 様

申請者所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

令和7年6月12日付けで公告のありました橿原公苑不明水調査業務委託（ス振第34号）に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については真実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- ① 事務所の所在を証する書類（様式2）
- ② 過去10年以内に不明水調査の実績があることを証する書類（様式2）

(様式2)

1. 事務所の所在等

住 所
称号又は名称
代表者氏名

2. 過去10年以内の不明水調査の実績

業 務 名	発 注 者	契 約 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日